

予 算 要 求 資 料

令和3年度3月補正予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農業振興費

事業名 市町村農業委員会補助金（国補）（国補正）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

農政部 農村振興課 農地利用調整係 電話番号：058-272-1111（内2666）

E-mail：c11427@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 11,800千円（現計予算額：0千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	11,800	11,800	0	0	0	0	0	0	0
決 定 額	11,800	11,800	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

国は、令和3年度補正予算にて、令和4年度当初予算で概算要求していた「タブレット端末の導入費」を「農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業」として、前倒しで措置した。

県として、令和4年度当初予算で要求していたが、国から各県においては「令和3年度の補正予算を確保して欲しい」との要請があったため、令和3年度3月補正予算にて対応するもの。

ただし、年度内中の支出完了が難しいため、繰越を行う。

（2）事業内容

農業委員会が農地等の出し手・受け手の意向等を効率的に把握し、関係機関と情報共有するための体制整備を支援するため、タブレット端末の導入費を補助する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県負担なし。

(国の交付要綱に基づき国から交付される交付金を全市町村に分配する。)

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	11,800	タブレット端末導入費
合計	11,800	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

デジタルプロジェクトに位置付けられている。(農地利用状況調査におけるタブレット端末導入経費を補助)

(2) 国・他県の状況

国からの交付金は、全都道府県に配分される。

(3) 後年度の財政負担

本補正予算限りで終了予定。

(4) 事業主体及びその妥当性

農業委員会法や国の要綱に規定されており、妥当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

■ 新規要求事業

□ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和4年度中に各農業委員会にタブレット端末を導入し、農業委員会が農地等の出し手・受け手の意向等を効率的に把握し、関係機関と情報共有するための体制を整備する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(R)	(R)	%
	(H)	(H)	(H)	(R)	(R)	%

○指標を設定することができない場合の理由

単年度の事業であり、指標設定にはなじまない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価)	

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 年度内中の支出完了が難しいため、繰越を行う必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	